

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年2月まで

平成2年の3月か4月頃に国民年金の加入手続をしたが、婚姻前の国民年金保険料は納付しなかったところ、加入手続をして半年から1年ぐらい経過した頃、A市役所年金課かA社会保険事務所（当時）の中年の男性職員が自宅に来て、婚姻前の8か月分の保険料が未納となっているが、将来のことを考えて納付した方が良いと勧められた。

最初は一括で納付するように言われたが、一度に8万円ぐらいの保険料を納付することは無理だったので、毎月、夫の給料日に合わせて自宅へ集金に来てもらい、1か月分の保険料8,000円から1万円ぐらいを納付し、3枚か2枚複写の領収書を受領していた。

領収書は紛失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月頃から3年3月頃までの間に、A市役所かA社会保険事務所の中年の男性職員が自宅に来て、婚姻前の8か月分の国民年金保険料の納付を勧められたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者台帳等から、2年4月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人が納付したとする時期において、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立期間の保険料は、訪問時期から判断すると過年度保険料と推測されるところ、申立人の自宅を訪問した者は、社会保険事務所の職員と推認でき、A年金事務所では、「平成2年から3年頃、職員が保険料未納者宅に

戸別に訪問して、保険料の納付督促を行っていた。」と回答している。

さらに、申立期間は8か月間と短期間である上、申立人は、保険料の納付方法について、夫の給料日に合わせて自宅へ集金に来てもらったとしているところ、A年金事務所は、「当時、被保険者側から要望があれば、毎月指定された時期に訪問し、保険料を領収しており、当時使用していた領収書は3枚複写であったと思われる。」と回答していることから、申立人の記憶とほぼ一致しており、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月20日から同年8月15日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日を同年1月20日、資格喪失日を同年8月15日とし、当該期間に係る標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月から22年8月頃まで

昭和21年7月末に、B事業所が所有する船舶を下船した後、当該船舶と一緒に乗り組んでいたときの船長から誘われて、同僚と一緒に、同年9月から22年8月頃までの期間において、A株式会社が所有するC丸に乗り組み、甲板員として従事したので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒にA株式会社所有のC丸に乗り組んでいたと記憶する同僚は、「昭和21年8月又は同年9月頃に、申立人と一緒にC丸に乗り組み、一緒に下船した22年8月頃までの期間において、甲板員として同じ職務に従事していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社所有のC丸に乗り組み、甲板員として勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「私にはC丸に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。申立人と私は、同じ雇用条件で一緒に乗り組み、同じ業務に従事していた。」と供述しているところ、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和22年1月20日から同年8月15日までの期間について、当該同僚に係る船員保険の被保険者記録が確認できる上、申立人及び同僚が記憶

するC丸の乗船人数について、当該被保険者名簿における被保険者数と比較し検証したところ、申立人の職種である甲板員は、申立人を除くほぼ全員について、船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、A株式会社所有のC丸に乗り組んだ経緯を鮮明に記憶しており、当該記憶は上記の同僚の記憶と一致する上、当該船舶と一緒に建造されたとされるD丸の船舶抹消謄本の記録とも一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和22年1月20日から同年8月15日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA株式会社所有のC丸における船員保険被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に廃業しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年1月から同年7月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和21年9月から22年1月20日までの期間及び同年8月15日から同年9月1日までの期間については、船舶所有者名簿によれば、A株式会社所有のC丸は同年1月20日に船員保険の適用船舶になっていることが確認できる。

また、A株式会社は既に廃業しており、当該期間に係る船員保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料を確認することができず、上記の同僚は、「当該期間における船員保険料の控除については記憶していない。C丸を下船した具体的な日付は覚えていないが、申立人を含めほとんどの乗組員と一緒に下船したと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚を含む複数の被保険者が昭和22年8月15日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和21年9月から22年

1月20日までの期間及び同年8月15日から同年9月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 6 月 1 日から同年 7 月 17 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 22 日から同年 7 月 17 日まで

昭和 47 年 5 月 22 日にA株式会社に入社し、同社本社の二階に所在した寮から同社B営業所に通い、正社員として勤務したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 47 年に厚生年金保険被保険者の資格を取得した複数の者について、雇用保険の被保険者記録を調査したところ、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致している者が複数確認できる上、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していない者であっても、雇用保険被保険者の資格を取得した日から 1 か月以内に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる一方、申立人のみが雇用保険被保険者の資格を取得した日から 2 か月以上経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の給与計算の締切日が 15 日であった旨供述している同僚が確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及び前述の被保険者原票に

において、申立人と同様に月の途中で雇用保険被保険者の資格を取得した複数の者については、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していない上、昭和47年に厚生年金保険被保険者の資格を取得した24人のうち、ほとんどの者が1日付け又は15日付けで資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月1日から同年7月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る被保険者原票の昭和47年7月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は「資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年5月22日から同年6月1日までの期間については、前述のとおり、雇用保険の被保険者記録及び前述の被保険者原票において、申立人と同様に月の途中で雇用保険被保険者の資格を取得した複数の者について、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していないことなどから総合的に判断すると、当時、申立事業所では、月の途中で雇用保険被保険者の資格を取得させた者について、必ずしも雇用保険被保険者資格の取得と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和47年5月22日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年12月から50年7月までの期間における標準報酬月額が11万円であると認められることから、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から平成9年7月1日まで

私は、A株式会社（昭和51年11月にB株式会社に変更）にC職として昭和49年12月に入社後、平成13年12月*日に同社が株式会社Dに吸収合併されるまで勤務した。

入社当初から平成9年6月まで、毎月の給与は歩合給の一部と固定給が支給されていた。また、歩合給の残額は4か月分をまとめて賞与として支給されていたため、申立期間の標準報酬月額は歩合給の残額を加えた報酬月額に見合うものとなっていないので、歩合給の全額を加えた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年12月から50年7月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録では、9万8,000円と記録されているところ、A株式会社が加入するE厚生年金基金が保管する「加入員適用記録」によると、11万円であることが確認できる。

また、E厚生年金基金は、「申立期間当時、申立事業所は標準報酬月額に係る届出の様式として複写式を使用しており、同一内容のものが、社会保険事務所（当時）と当基金に提出される仕組みになっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和49年12月から50年7月までの期間における標準報酬月額は、11万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年8月から平成9年6月までの期間につ

いて、前述の「加入員適用記録」における標準報酬月額は、A株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立人から提出のあった平成9年2月及び同年3月の給与明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額（32万円）に見合う額であるとともに、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額もオンライン記録上の標準報酬月額（32万円）に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、申立人は、「毎月の給与は歩合給の一部と固定給が支給されていた。歩合給の残額は4か月分をまとめて賞与として支給されていた。」と供述しているところ、B株式会社において、平成7年5月以降に経理事務を担当していた者は、申立人を含む従業員の歩合給を賞与として支給していた理由について、「私が経理事務を担当する前から行われていたもので、事業主と従業員両者の合意により、各々が負担する社会保険料額を低減させるためではないかと思う。」と供述している。

加えて、申立期間当時にB株式会社に勤務していたとする同僚は、「入社当初、事業主から歩合給を賞与として支給したいとの要請があり、これに同意したが、その後、時期は不明であるが、歩合給を賞与としてではなく毎月の給与に含めて支給するよう変更してもらった記憶がある。」と供述しており、同人の供述から判断すると、既に歩合給を毎月の給与に含めて支給されていたと推認される頃（平成6年頃から11年頃までの期間）の歩合給計算書及び給与明細書において、歩合給の全額が給与として支給され、控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち平成9年2月及び同年3月を除く期間に係る給与明細書を所持していない上、商業登記簿によると、B株式会社は13年12月に株式会社Dに吸収合併され、解散している上、株式会社DはB株式会社の貸金台帳等の関連資料を引き継いでいないと回答していることから、申立期間のうち、9年2月及び同年3月を除く期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和50年8月から平成9年6月までの期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを受け取ったところ、脱退手当金が支給された以前に厚生年金保険に加入していた3事業所のうち、申立期間に係る1事業所については、脱退手当金の支給記録があると記載されていた。当時、結婚のため会社を辞めたものの、脱退手当金制度を知らなかったので受給手続はしていないし、受け取ってもいないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和39年10月23日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和38年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間

より前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間が未請求となっており、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から8年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、無収入であったため、国民年金保険料を納付しなかったところ、督促のはがきが来た。帰省した際に、数十万円の金額の督促はがきを父親に渡し、保険料を納付してもらったので、それ以降は督促のはがきは来ていないのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、数十万円の金額の督促はがきを父親に渡し、国民年金保険料を納付してもらったと主張しており、保険料納付を行ったとする申立人の父親は、「督促はがきに基づき数十万円の保険料を金融機関で納付した。保険料の納付は、複数回ではなく一回で納付したと思う。その後は督促のはがきが来なくなった。」と供述しているが、制度上、2年を経過すると時効により納付できないことから、45 か月間ある申立期間について、一回で納付することはできないことから、申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の父親は、具体的な納付金額、納付時期及び納付場所を記憶しておらず、保険料納付に関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年5月まで

私は、平成5年12月末にA事業所を退職し、再就職するまでの6年1月から同年5月まで、当時、同居していた母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が平成6年1月頃に、B町役場で、申立人の国民年金への加入手続をしたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の被保険者の資格取得日等から、7年6月頃に払い出されたものと推測でき、オンライン記録から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年6月8日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、申立期間についての加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 20 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A学校に助教諭として臨時に任用されていた。申立期間において、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している人事異動通知書及びB県教育委員会が発行した在職証明書から、申立人が申立期間においてA学校の助教諭として臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかしながら、A学校を管轄するB県教育庁（申立期間当時は、B県教育庁C教育事務所が管轄）は、「申立期間当時の社会保険関係及び給与支払関係書類は、保存期間を過ぎているため既に廃棄されている。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立期間当時、B県教育庁C教育事務所管内の学校に教諭として臨時的に任用されていたとする者は、「私は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、同人は、オンライン記録において、臨時的任用の間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間当時、B県教育庁C教育事務所に勤務していたとする事務職員は、「当時、2か月以上勤務する臨時的任用教諭に係る厚生年金保険の加入の取扱いについては、希望者のみを加入させていたと思う。」と供述していることから判断すると、B県教育庁C教育事務所は、当時、必ずしも全ての臨時的任用教諭を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、C教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

申立期間当時、申立人の被保険者原票は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。